



男女共同参画の視点

気付いていますか？ 相手の気持ち、自分の気持ち

皆さんは、家族や友人と毎日どのような会話をしていますか。日常の中では「相手の何げない言葉で落ち込んだ」「相手の一言にイライラした」「恋人の気持ちが分からない」など、気持ちが不安定になることがあるものです。もしかしたら、いつもそばにいる人や気が許せる友人を、気付かないうちに配慮を欠く言葉で傷つけているかもしれません。

また「思っていることを言葉にしなくても分かり合えている」と思い込んでいませんか。こうした小さなことの積み重ねによって、相手が自分を見失ったり、孤独を感じたりしているかもしれません。

身近な人との関わり合いだからこそ、相手のことをきちんと認め、自分の気持ちを言葉で伝えることが大切です。

市や県では、性別ごとに相談できる窓口を用意しています。誰かに話を聞いてもらうことで安心できたり、悩みが解決したりする場合があります。相談内容などの秘密は厳守されますので、悩みがある人は一人で抱え込まずに相談してください。

女性のための相談(予約制)

市では、セクハラや配偶者からの暴力など、職場や家庭でさまざまな悩み・問題を抱える女性を支援するため、女性相談員(カウンセラー)が相談に応じる「女性のための相談」を実施しています。

日時=毎週木曜日 午前10時~午後4時(1回当たり50分)

場所=市民相談室(市役所2階)

対象=市内在住の人

相談料=無料

申込方法=平日の午前8時30分~午後5時に市民協働課(☎20-1507)へ

男性のための電話相談

県男女共同参画センターでは、仕事や家庭、人間関係などのさまざまな悩み・困り事を抱える男性を支援するため、男性相談員(カウンセラー)が電話で相談に応じる「男性のための電話相談」を実施しています。

日時=毎週火・水曜日 午後4時~8時(祝日の翌日の火曜日、祝日、年末年始を除く)

電話番号=043-308-3421

相談料=無料(通話料はかかります)

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

気を付けて! ネット通販の定期購入

Q インターネットを利用していたところ「人気の美白美容液が初回限定500円」という広告を見つけ、販売サイトにアクセスして注文しました。商品はすぐに届きましたが、1カ月後になると、追加で頼んだ覚えがないのに同じ商品がもう一度届き、7,000円の請求書が入っていました。そこで、契約内容を確認すると、全5回の購入が条件の定期購入であることが判明しました。解約しようと思い、販売サイトに表示されている会社に電話で連絡しましたが、何度かけてもつながりません。解約するにはどうすればよいでしょうか。

A まずは、販売会社のホームページや契約に関する規約を調べて、解約や返品の方法について記載がないか確認しましょう。また、電話だけではなく、インターネット上で解約を受け付けている場合もありますので、販売サイトの確認も必要です。それでも解約できない場合は、消費生活センターに相談してください。

なお、現在の法律では、注文する前の画面で契約の基本的な

条件を分かりやすく表示することが義務付けられているため、表示がない時や消費者が誤認して注文した時は、契約の取り消しができる場合があります。

このような事例のほかにも「いつでも解約できると書いてあるのに実際は細かい条件があった」「初回のみで解約したら定価との差額を支払わされた」といった定期購入に関するトラブルが後を絶ちません。

こうしたトラブルを防ぐために、注文する場合は次のことを必ず確認しましょう。

- 定期購入が条件になっていないか
- 定期購入の継続期間や回数が定められていないか
- 支払うことになる総額はいくらか
- 解約や返品はできるか、またその条件や方法が記載されているか

また、契約条件の記載箇所などをスクリーンショットで保存するなど記録に残しておきましょう。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

● 人間ドックと脳ドック

費用の一部を助成します

市では、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人が、健康診査を受けずに人間ドック・脳ドックを受ける場合に、費用の一部を助成しています。

対象＝次の全てに当てはまる人

国民健康保険に加入している場合

- 申請日と受検日に国民健康保険に加入している
- 受検日時点での年齢が35～74歳
- 国民健康保険税を完納している世帯に属している
- 市が実施する「一般健康診査」や「特定健康診査」を同年度内に受診していない

人間ドック・脳ドック指定検査医療機関

医療機関名	電話番号
成田赤十字病院	22-2311
成田病院	22-1500
国際医療福祉大学成田病院	35-5602
成田富里徳洲会病院	85-5313
北総栄病院	95-6811
聖隷佐倉市民病院	043-486-0006
千葉すい病院	043-481-8140
県立佐原病院	0478-54-1231
総合病院国保旭中央病院	0479-63-8111
IMS Me-Life クリニック千葉	043-204-5511
千葉脳神経外科病院*	043-250-1228
龍ヶ崎済生会病院	0297-63-7111

*脳ドックのみ



○同年度内(脳ドックは2年度以内)に助成を受けていない
後期高齢者医療保険に加入している場合

- 申請日と受検日に市に住民記録がある
- 市税・後期高齢者医療保険料を完納している
- 市が実施する「後期高齢者健康診査」「特定健康診査」を同年度内に受診していない
- 同年度内(脳ドックは2年度以内)に助成を受けていない

助成額

- 人間ドック…検査費用の70パーセント(上限3万5,000円)
- 脳ドック…上限2万円

利用方法＝左表の指定検査医療機関に予約し、検査の2週間前までに、受検日と予約内容が分かる物、保険証を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所でも申請する。後日郵送される承認書を持って受検する(受検後の申請は不可)

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

● ¥ 国民年金

初めて受け取る時は必ず請求手続きを

「年金は65歳になると自動的に支給される」と考えている人はいませんか。

年金は、本人からの請求がなければ支給されません。65歳になったら「年金請求書(老齢給付)」を提出してください。希望により60歳から受給する「繰上げ請求」や66歳以降に受給する「繰下げ請求」もできます。

年金の請求手続きは、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)、ねんきんサテライト成田(☎24-5715)で行ってください。任意加入期間を含め加入期間の全てが「第1号被保険者」の人は、保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所でも手続きできます。

国民年金には、このほかに障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金があります。いずれも受給するには請求手続きが必要です。

請求に必要な書類などについては、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ問い合わせてください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

国民年金の加入者の種類

- ①第1号被保険者…20～59歳の自営業者など
- ②第2号被保険者…会社員・公務員など
- ③第3号被保険者…②に扶養されている20～59歳の配偶者